

## 地域生活支援拠点について

市では、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所以上確保し当該拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制を確保することを目標としていることから、令和5年度から、地域生活支援拠点の整備を推進します。

### 拠点に備える機能及び整備手法等

拠点に備える機能については、① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり の5つの機能とされていますが、地域の実情等に応じた対応が可能とされていることから、最終的に全ての機能を備えることを目指しますが、まず、①相談 及び ②緊急時の受け入れ・対応の機能を先行し、「面的整備型」をイメージし、整備を進めます。

### 申請（登録）により算定が可能となる主な加算について

#### ○ 相談機能

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700単位/回

##### 1 内容

市が地域生活支援拠点等として位置付けた指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談事業所が、要支援者や家族等からコーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合、要支援者1人に月4回を限度として所定単位数を加算する。

##### 2 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

##### 3 相談、登録のみの場合

地域生活支援事業 一般相談対応

各単価に対し、300単位を加算して請求可能。

（参考）令和5年4月～一般相談の報酬単価	
来所相談	135単位
電話、メール	95単位
訪問ケア等	255単位
* 地域拠点にかかる相談・登録対応は上記に初回加算として300単位加算	

#### ○ 緊急時の受け入れ・対応の機能

《緊急短期入所受入加算（Ⅰ）》 180単位/日（福祉型）

《緊急短期入所受入加算（Ⅱ）》 270単位/日（医療型）

##### 1 内容

市が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定する。

##### 2 対象サービス

短期入所

## 事業所の申請について

